## 認定制度委員会からのお知らせ

2022年1月30日

認定制度委員長 岡田暁宜

現在のコロナ感染状況を踏まえて、学会認定制度において 2020 年度から運用されているコロナ特例措置は、さらに1年間延長することが運営委員会で承認されました。以下は、日本精神分析学会認定審査規程集(2021年1月30日)におけるコロナ特例措置の抜粋です。

[日本精神分析学会認定精神療法医・日本精神分析学会認定心理療法士認定審査規定] 第9条

- 付則第2条 <u>2020 年3月から2023 年3月末</u>までの期間については、新型コロナウイルス感染拡大による特例措置として以下の項目を設ける。
- (1) 臨床経験ならびに個人スーパービジョン: 既に対面で行われていた精神分析的精神療法 ・心理療法に対して、上記の期間にビデオ通信システムを用いた場合には、その回数を 総計に算入する。また上記の期間に個人スーパービジョンにビデオ通信システムを用い た場合には、その回数を総計に算入する。
- (2) 学会発表:上記の期間に本学会の主催する大会が開催されず、同大会の大会抄録の提出が可能な場合には、大会抄録の提出をもって学会発表の経験として認める。
- (3) 症例・事例検討会:上記の期間に本学会の認定する研修グループにおける症例・事例検討会でビデオ通信システムを用いた場合には、その回数を総計に算入する。
- (4)系統講義:上記の期間に本学会の認定する研修グループにおける系統講義でビデオ通信 システムを用いた場合には、その回数を総計に算入する。

[日本精神分析学会認定研修グループ認定審査規定]

## 第6条

- 付 則 <u>2020 年 3 月から 2023 年 3 月末</u>までの期間については,新型コロナウイルス感染拡大による特例措置として以下の項目を設ける。
- (1) 本学会が認定する研修グループによる系統講義については、上記の期間に開催されない場合には、原則として「4年以内で100時間以上」という提供するカリキュラムを1年延長し「5年で100時間以上」とする。